

# 第11次知立市交通安全計画 概要版

## 【計画の位置づけ】

交通安全対策基本法(昭和45年6月1日法律第110号)を根拠とし、第11次愛知県交通安全計画に基づいて、交通安全確保に必要な交通環境の整備、交通安全意識の高揚等、市の交通安全対策の総合的な大綱を定めるものです。



知立市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



SDGsの目標「3 すべての人に健康と福祉を」等の達成に貢献するものです。



## 【計画期間】

2021年度(令和3年度)～2025年度(令和7年度)までの5年間

## 【基本理念】

人命尊重の「人優先」の交通安全思想に基づく交通事故のない社会の実現

## 【計画の目標】

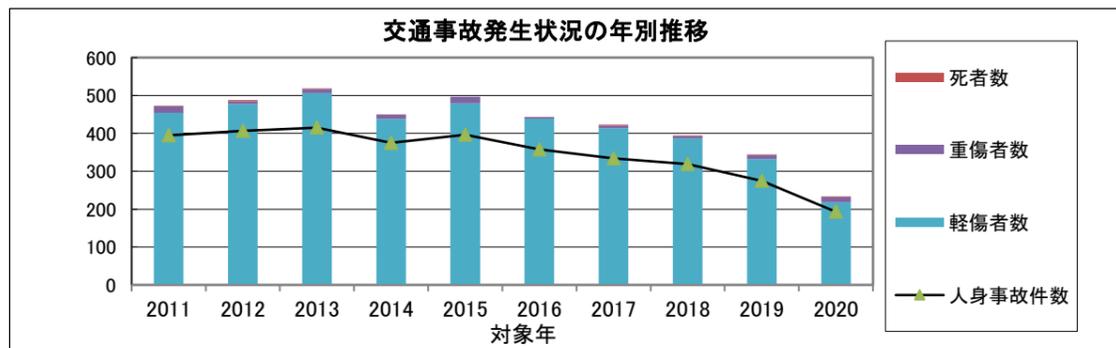
- 2025年までに
- ① 年間の24時間死者数 0人
  - ② 年間の重傷者数 6人以下

## 【計画の体系】

- 《対策》
- ① 交通事故防止のための対策
  - ② 事故後の救急・救済対策
  - ③ 鉄軌道等の安全対策

- 《計画の柱》
- ① 安全な交通環境の確立
  - ② 生涯を通じた交通安全思想の普及
  - ③ 自転車の安全対策
  - ④ 救急・救済体制の充実
  - ⑤ 踏切道の安全対策

## 【交通事故の発生状況】



人	年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
身 事 故	人身事故件数	395	407	415	375	396	358	334	319	275	193
	死者数	2	3	2	1	0	1	2	2	1	2
	重傷者数	17	7	11	11	18	4	7	6	11	14
	軽傷者数	454	478	506	438	479	439	414	387	332	218
	死傷者数	473	488	519	450	497	444	423	395	344	234

## 【講じようとする施策】

### 主な取組み

- 1 道路交通環境の整備**
  - (1) 道路の新設、改修による交通安全対策の推進
  - (2) 交通安全施設等整備事業の推進
  - (3) 高齢者等の移動手段の確保・充実
  - (4) 効果的な交通規制の推進
  - (5) その他の道路環境の整備
  - ・交通安全施設(道路標識、道路標示、防護柵等)の整備、道路交通の安全に寄与する道路改良事業の推進
  - ・事故多発地点の重点的整備、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検
  - ・ミニバスの無料乗車サービスやタクシー料金の一部助成等の実施と啓発
  - ・路上駐車等の排除、放置自転車等の撤去
- 2 交通安全思想の普及徹底**
  - (1) 生涯にわたる交通安全教育の推進
  - (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - (3) 交通安全に関する民間団体等の自主的活動の推進
  - ・各年代に応じた交通安全教育の推進
  - ・外国人等に対する交通ルールの周知
  - ・関係機関等との連携による啓発
  - ・各種媒体を通じた効果的な広報の推進
  - ・交通死亡事故多発時における緊急対策
- 3 安全運転の確保**
  - (1) 運転者教育等の充実
  - (2) 暴走族対策の強化
  - ・各種講習会、交通安全運動等での啓発
  - ・運転免許証自主返納者に対する支援
  - ・暴走族を生み出さない環境づくり
- 4 自転車の安全性の確保**
  - (1) 自転車の安全性の確保
  - ・自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化及び自転車損害賠償責任保険等への加入義務化の周知
- 5 救急・救助体制の充実**
  - (1) 救急・救助体制の整備・拡充
  - ・救急救命士の養成と適正配置
  - ・計画的な救助・救急資器材等の整備の推進
- 6 交通事故相談への対応**
  - (1) 交通事故相談活動の推進
  - (2) 遺児手当の支給
  - ・ホームページ等を活用した交通事故相談活動の周知
  - ・交通遺児等への手当の支給
- 7 踏切道の安全**
  - (1) 踏切道の構造の改良の促進
  - (2) 踏切道における交通安全の啓発
  - ・踏切道の適正な維持管理と改良の働きかけ
  - ・踏切道通行者に対する交通安全の啓発